

第5話 江戸幕府の初政

家康の苦心した朝廷と諸大名に対する政策。彼の周到な用意によってその基礎が築かれた江戸幕府の制度は、三代将軍家光の時になって大いに整う。寛永の治。

眼の上の瘤ともいうべき豊臣氏を打ち滅ぼすと、家康は、次には、日頃から窃かに心を悩ましていた朝廷および諸大名に対する政策を定めて、これによって更に大いに幕府の威権を強め、その安全を図ることにした。

読者の皆さんは既に知っている通り、鎌倉幕府は朝廷との間に事を構えて倒れ、室町幕府は他の家との争いのために亡びたのです。これらの面白くない先例を見ていた家康は、先づ諸大名を抑えて、これを勢力のないものにすると共に、朝廷に対してもこれを抑えて、その力が強くないようにするのを以って、永く徳川氏の幕府を保つ所以だと考えたのです。

武家諸法度

そこで、かねてから林道春、僧天海、僧崇伝らに命じて、この政策の根本となるような法令を作らせていたが、今や豊臣氏が滅亡して、天下にまた徳川氏に敵する者のなくなったのを機会に、慶長20年7月7日に（7月13日に改元して元和元年となる）先づ諸大名を伏見に召集して、彼等の守るべき規則を申し渡した。有名な武家諸法度がこれで、すべて13か条から成っている。そのうちの主要なものは、

- 一、文武の両道を励む事。
- 一、法度に背く輩を国々に隠し置くべからざる事。
- 一、諸国の居城は、修理をなすにも必ず届け出づべく、況や新規の築城は堅くこれを止めさせる事。
- 一、隣国において新たに何事かを企て、徒党を結ぶ者があれば、速やかに届け出づべき事。
- 一、私に婚姻を結ぶべからざる事。
- 一、諸大名の参観（まいりまみえること）にはその分に応じて従者の数を制限すべき事。
- 一、諸国の諸侍は儉約を旨とすべき事。

などでした。

なお、これは後の事ですが、幕府はきびしくこれを励行したので、この後、この法度に触れて、領地を没収された大名が少なくなかった。福島（正則）家が秀忠の時代に断絶したのも、また、加藤（清正）の子の忠広（家光）の時代に断絶したのも、皆この法度に触れたためでした。

公家諸法度

家康は、武家諸法度を申し渡した後十日、即ち元和元年7月17日に、公家諸法度を定めて、関白二条昭実および将軍秀忠と共にこれに署名した。皇室ならびに公家の守るべき規則で、すべて十七か条でし

第5話 江戸幕府の初政

た。多分、聖徳太子の憲法十七条に倣ったのでしょう。

朝廷では、同月30日に、諸公卿、諸門跡、一同残らず参内の上、これを頒たれた。その第一条には、「天子は第一に学問の修業が大切である、又、和歌は我が国の習俗であるので、棄ておかれてはならない」という意味の事があり、次には、「親王の席次は三公（太政大臣、左大臣、右大臣）の下にする事」を定め、その他、「公家の養子は同姓から求められよ」とか「武家の官位は公家の定員以外とする」とか「紫の衣を着ることの出来る寺の住職になる坊さんは、よくよくその人を選んで、高德の聞こえのある者になさなければならぬ」とか「上人号を授けられる場合もやはりそうである」とか、というような事柄を定めたものです。

その中には、表面は何でもないようで、実は裏面に深い意味の潜められたものが少なくなかった。第一、天皇の御事にしても、学問や和歌の道をすすめて申し上げて、政治には関係されないようにとそれとなく妨げているのです。とにかく、臣下が天皇の事を規則で定めるとするのは、嘗て例のなかったところで、後の世の人々は、よくこれを家康の許すべからず失態として挙げているが、その当時においては、彼の威厳のさかんだったためか、誰一人としてこれを問題にするものもなかったのです。

この時、家康はまた諸宗の寺々にもそれぞれ諸法度を申し渡して、坊さん達にも幕府の定めた規則を守らせる事とした。

こうして、上は朝廷から下は宗教界にまで、徳川幕府の威勢を示すと、将軍秀忠は、7月19日に伏見を発して8月4日に江戸城に帰り、大御所家康は、8月4日に京都を発して同月23日に駿府に着いた。

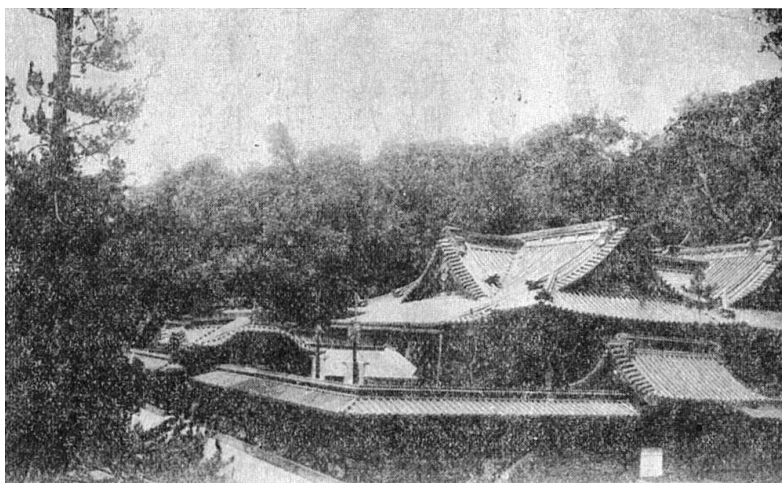
家康の墓去

家康の長い間の辛抱と苦勞とは完全に報いられて、今は幕府の基も固まり、何一つ心にかかることもなかった。それで全く安心したためでもあったか、翌元和2年正月、彼は、ふとした事から病気にかかって、ついに4月17日に駿府に薨じた。年は75才でした。これより先、3月に入ると、後水尾天皇は、家康の病気の重いことを聞かれ、わざわざ勅使を駿府にお下しになり、家康を太政大臣に任ぜられた。この時、家康は病中にもかかわらず、礼服を着けてその詔を拝受したが、その時には日増しに重くなって、4月に入ってからは、ますます衰弱が甚だしく、ついに再び起たなかったのです。

第5話 江戸幕府の初政

とうしょうぐう 東照宮

いがい ゆいごん
遺骸は、遺言によって、先づ駿河の
くのうざん ほうむ
久能山（安倍郡久能村根古屋）に葬り、神
としてまつ しもつけ につこうざん かいそう
として祀って、後また下野の日光山に改葬
した。 朝廷は元和 3 年 2 月に、家康を祀
った社にとうしょうだいごんげん ごう たまわ
東照大権現の号を賜り、3 月に
家康に正一位を贈ったが、更に第 110 代 後
こうみょう きゆうごう
光明天皇はその社に宮号を下された。



静岡県 くのうざん とうしょうぐう
久能山の東照宮

とうしょうぐう すざく すがわらみちざね てんまんぐう
東照宮が即ちこれで、臣下として、昔、第 61 代 朱雀天皇が菅原道真に天満宮を贈られた以来のこ
とです。 その後、第 122 代 明治天皇の御代に、日光山の東照宮も、久能山の東照宮も、共に別格官幣大社
に列せられた。

ひでただ 二代將軍秀忠

ひでただ しょうく ほ
二代將軍秀忠は、慶長 10 年にその職に補せられてから元和 9 年に子の家光に譲るまで、19 年の間
これを勤めたが、父家康の存生 中 は、万事その指図に 随い、その死後も、家康の定めておいた方針に 則
るようにつとめたので、一般にはただ温厚篤実の人であったように言われている。 しかし、その実は必
ずしもそうではなかったらしい。 福島正則を、「武家諸法度」に触れたのを名として処分したのは、豊臣
の旧臣を除こうとする家康以来の方針の現れであるので、これは 姑く別としても、幕府の威力を示すた
めには、敢えて朝廷を強圧して、又、弟の松平忠輝や、功臣の本多正純、甥の松平忠直らをも処分し
て少しも仮借しなかったところを見ると、可なり厳しい、悪辣なところすらあったのがわかる。

彼もまた將軍職を辞して後は、江戸城の西の丸に隠居して、大御所と称し、政治はもとの通りに視て
いたが、寛永 9 年正月、54 才を以って薨じた。 遺骸は江戸
市内の増上寺に葬られた。

いえみつ 三代將軍家光

とはいえ、徳川氏の幕府がいよいよ確固としたものになっ
たのは三代將軍家光の時からです。 彼は幼名を竹千代とい
った。 家康が自分の幼名を譲って、三代將軍にと定めておい
たのだといわれる。 生まれつき豪気の人で、20 才で將軍職
に就いた時に、外様の諸大名を集めて言ったと伝えられている有名な挨拶がある。「我が父祖は諸君の力
をかりて天下を得たので、諸君に向って同輩の礼を用いたが、余は生まれながらの將軍であるから、今度
は全く家臣として待遇するつもりである。 もし不平のある者は、早々国に帰って兵馬の用意をせられよ」
というのがそれで、諸大名は驚いたが、その威光に打たれて、思わず平伏し、だれ 1 人として異議を申し



三代將軍 いえみつ
徳川家光

第5話 江戸幕府の初政

た
立てる者もなかったというのです。

これが果たして事実であったかどうかはわからないが、秀忠の時までは、大きい外様大名の参観には、
将軍が自ら鷹狩りに託して、東海道は高輪御殿、中山道は白山御殿、奥州街道は小菅御殿まで出迎えたの
を、家光になって止めたのは事実であるので、少なくとも、彼が頗る英明であったのを証すると共に、
幕府の威権がすでに大いにさかんになっていたのを証すると見てよいでしょう。

しかし、家光が、かくも英明豪気な将軍になったについては、女丈夫の名のある乳母春日局の教養
が大いに与って力があるといわれている。

かすがのつぼね 春日局

かすがのつぼね ほんみょう おふく さいとくらのすけとしぞう あげちみつひで むほん くみ
春日局は本名を阿福を言い、斉藤内蔵助利三の娘です。父利三が明智光秀の謀反に与して山崎
の敗戦後に殺された時には僅かに4才でした。長じて後、稲葉正成の妻となり、3人の男子を生んだ
が、いかなる仔細でか離縁になっていたのが、慶長9年に家光が誕生した際に、幕府に召されてその乳母
になったのです。時に年は26才でした。局が家光のためにつくした忠義は、男子といえども遠く及
ばないと言われたほどで、わけても有名なのは、はじめ秀忠夫婦が、家光の弟の国松(後の忠長)の伶俐な
のを愛して、或いは国松が世嗣になるかも知れないと思われた時に、ひそかに駿府の家康に訴えて、家光
が世嗣の事を確かに動かなくした事と、家光が将軍となって6年目に、疱瘡に罹って危篤となった時に、
自分の寿命をちぢめて、その恢復を祈ったことです。

それで、後、自分が病気にかかった時には、一切薬をし
りぞけて、静かに死を待っていたために、家光は大いに心配
して、日々親しく其の病床を見舞い、手づから薬を与えよ
うとまでしたのみならず、ついに寛永20年9月14日、局が
65才でなくなった時には、幕府は一般に令して、歌舞音曲を
停止したので、親藩を始め、大名、旗本は、いづれも登城し
て将軍に弔辞を述べた。徳川幕府で、乳母の喪に歌舞音曲



かすがのつぼね
春日局

の停止を命じ、親藩以下の人々が将軍に弔辞を述べたのは此の春日局1人です、以ってその忠勤の
尋常でなかったのがわかります。局の墓は今も東京市本郷区竜岡町の鱗祥院に在る。

めいしん 家光の諸名臣

家光はこの男勝りの春日局の教養を受けた上に、また土居大炊頭利勝、井伊掃部頭直孝、酒井讃岐
守忠勝、安部豊後守忠秋、松平伊豆守信綱らの諸名臣によってよく輔けられた。

土居大炊頭利勝は、秀忠が家光に天下と共に大炊頭を譲るといったほどの人で、思慮が深いので聞こ
えていた。何か密議などをする時には、殿中の大広間で、わざと戸を開け放って行ったので、却って
盗み聞きされることがなかったといわれる。井伊掃部頭直孝は剛直、酒井讃岐守忠勝は謹直、安部
豊後守忠秋は廉直で聞こえた。物好みは、とかく賄賂の途をひらく基だからとて、忠秋が好んで飼

第5話 江戸幕府の初政

っている鶉をことごとく放った話もある。また、松平伊豆守信綱は、頗る既知に富んで、世に知恵伊豆とさえいわれた。忠勝が忠秋に、「伊豆守殿とは決して知恵比べをしなされるな。あれは人間と申すものではない」としばしば言ったという話なども伝えられている。

こうして家光はもっぱら心を政治にとどめたので、家康の事業はここに完成し、幕府の組織も大いに整った。今、その大体をここに述べておこう。

江戸幕府の組織

幕府の重職には大老、老中、若年寄の3役があり、その下に3奉行がある。

大老と老中と若年寄

大老は1人に限り、諸役の上にあつて大事を総裁するものですが、常にはこれを置かず、その人を得た場合のみ置いた。ちょうど朝廷の太政大臣と同様でした。譜代大名のうち、酒井、井伊、土井、堀田、安部などの諸家からこれに任じたが、わけても門閥である井伊、酒井の両家が主でありました。老中は年寄とも言い、譜代大名のうち、二万五千石以上の城主からこれに任じた。其の定員は5人で、毎月1人が月番または御用番と称して、交代に諸般の政務に当り、その他はこれを補佐する定めでした。若年寄は年寄即ち老中に見習いの意味で、老中が朝廷並びに公家、門跡および一万石以上の大名などに関する政治をつかさどるのに対して、主として将軍付の武士である旗本を支配し、城中日常の雑事をつかさどった。6人が定員で、老中と同じ月番を定めて、毎月交代で1人が専ら責任者となっていた。やはり譜代大名からこれを任じた。

3 奉行

3奉行とは寺社奉行、勘定奉行、江戸町奉行の総称です。寺社奉行は諸国の社、寺、神官、僧侶および寺社領の民を支配し、その訴訟を裁いたもので、その定員は3人でした。やはり月番を設けて事務を執ることになっていた。勘定奉行は天領すなわち将軍の領地の役人であり郡代（十万石以上の地に置く）、代官（十万石以下の地に置く）を支配して、金銀米穀の出納をつかさどり、天領の民の訴訟を裁いた外に、関東8州において領主の決し難い訴訟をも聴くことになっていた。定員は4人ですが、後には、そのうち二人を公事方として訴訟の事務に当らせ、2人を勝手方として財務に当らせた。やはり1人ずつの月番でやることになっていた。江戸町奉行は江戸府内の行政、警察、裁判など、市中一切のことをつかさどったもので、その定員は1人になったり3人になったりしたこともあるが、大体は2人でした。従って、その役所の場所も時々変更したが、奉行が2人に決まっからは永く鍛冶橋内と常磐橋内とになった。前者を南奉行所または南番所といい、後者を北奉行所または北番所といった。一月交代で勤務に当たったもので、その下に与力、同心があつてこれを助けた。

大目付と目付

これらの3奉行はみな老中に属した者だが、なお別に大目付が老中の部下に在って、大名、および老

第5話 江戸幕府の初政

中所管の諸役の非違を監査し、法令の布達や、城中における大名の座席などをつかさどった。これに対して、若年寄の部下には目付けがあって、若年寄所管の諸士、諸役の監察に当たり、兼ねて城中の取締まりをなし、要所を巡視して非常をいましめた。それで俗に大目付を大名目付けといい、目付けを旗本目付けとも呼んだ。大目付は5人が定めで、内1人は道中奉行を兼ねていた。目付けは初めは10人でしたが、後には増して20人になり、24人にまでなったこともある。いづれも旗本の中からこれを任じたが、大目付には元老を選び、目付けには才幹のあるものを選んだ。

地方の政治

地方には諸大名を封じてそれぞれその領地を治めさせたが、重要な地は大抵幕府の直支配として、郡代または代官を置いてこれを支配させた。特に京都には所司代を置いて、朝廷を守護し、公家および畿内以西の諸大名を監視させたが、その下には京都町奉行が置かれて、市内の寺社人々を支配し、且つ山城、大和、近江、丹波の租税徴収および裁判をつかさどった。大阪には城代を置いた。その下には東西の町奉行があって、大阪および近郷を支配し、且つ摂津、河内、和泉、播磨の租税を徴して、訴訟を聴いた。駿府にも城代および町奉行を置いた。この外、奈良、伏見、伊勢大神宮のある山田、東照宮のある日光、金銀山のある佐渡、貿易港である長崎、堺、下田等には奉行を置いた。

大名の統御

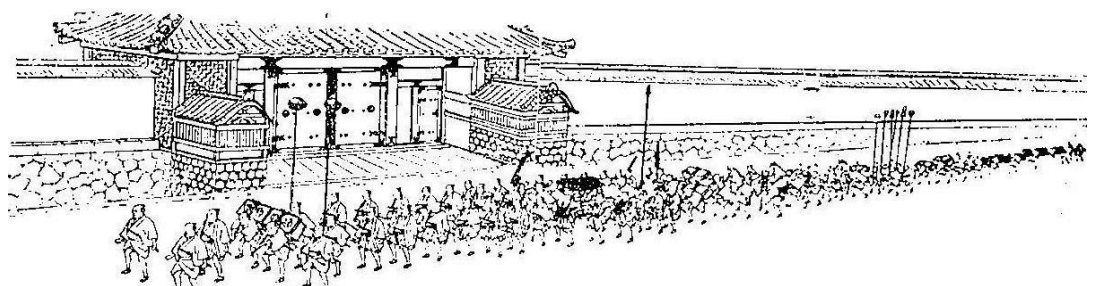
また、大名の統御については、家康以来、幕府は特に心を用いたが、その方策がほぼ完成したのは家光の時代です。

御三家と譜代大名

幕府が諸大名を分けて、親藩、譜代、外様の3種としたことは、すでに前に述べておいた。このうち親藩は幕府の藩屏として、諸大名を牽制するように各地に封ぜられたが、中でも家康の子の義直、頼宣、頼房を祖としている尾張、紀伊、水戸の3親藩は、殊に敬重されて、世に御三家といわれ、後には、本家の将軍に跡嗣のない時には、その候補者を出せる資格のある家となった。譜代大名は三河以来の徳川氏の家臣で、一万石以上の領地をもらっているものです。一万石以下の者は別に旗本と称せられた。この譜代こそ実に江戸幕府の中堅であって、幕府の要職には、すべてこの譜代のみが任ぜられたことは、すでにみなさんが3役と3奉行のところで読んだ通りです。外様は全く幕政に参与する権利がなかったのです。

参勤交代の制

しかし、最も幕府を利して、将軍の威厳を高め、諸大名をして徳川氏に服従する



大名行列

第5話 江戸幕府の初政

より外をなくしたものは、家光が定めた参観交代の制度です。

大阪夏の陣の後に、家康が定めた武家諸法度の中にも、諸大名の参観についての簡条がありますが、あれは参観を命じたのではなく、参観の場合にはその分に応じて従者の数を制限するようにとの心得を示したものでした。

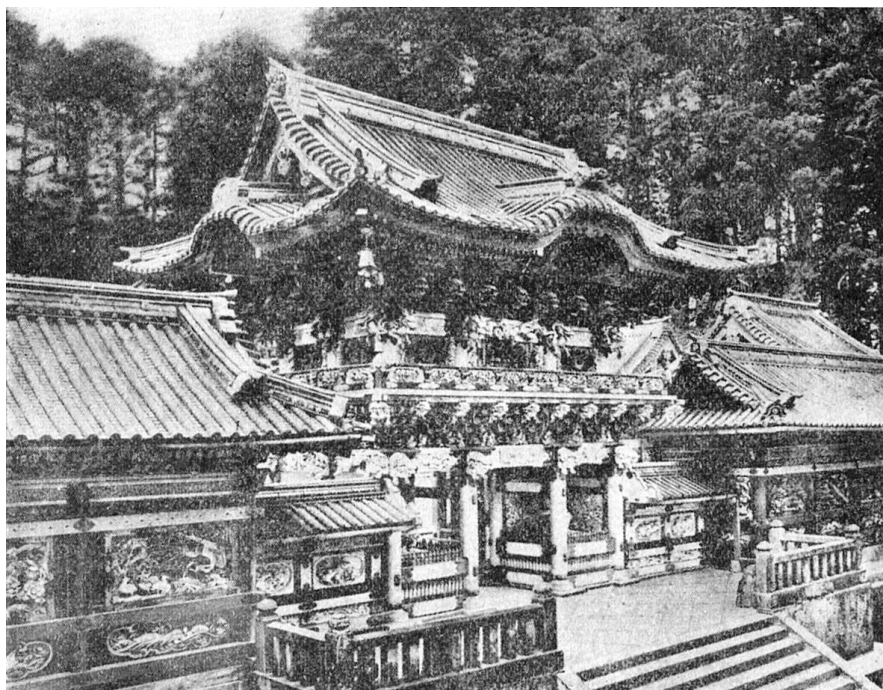
ところが、家光は、寛永 11 年に、先づ譜代大名に命じて、その妻子をことごとく江戸に移させ、更にその翌 12 年には参観交代の制度を定めて、諸大名にを 1 年がわりに江戸に在 住 させることにしたのです。即ち全国の大名を 2 組に分けて、その 1 組が妻子と共に 1 年間、江戸に住んでいる間、他の 1 組は妻子を江戸に置いたまま領地に帰って、自ら領内の政治に当たり、1 年の後にはまた入れ代って江戸に住むのです。その交代期は、外様は毎年 4 月でしたが、譜代は 2 月、4 月、8 月、12 月などといろいろありました。

この制度は、諸大名の妻子を常に江戸の邸宅に居らせて、暗に人質としたのみならず、領地と江戸との往来には、所謂大名行列をさせます。多きさは 4-500 人にもものぼる家臣を引き連れた旅行を、毎年 1 度は必ずしなければならなかったもので、これに要する費用も莫大にかかり、大名に取っては財政上にも大きな打撃でしたが、幕府からみれば、それこそ望むところであって、大いに統御に都合がよかったです。

江戸幕府が封建制度のもとに、よく中央に権力を集め得て、260 年余りの泰平を保つことが出来たのおはたしかに 1 つはこのおかげです。

幕府の財政

幕府は財政についても、また、家康以来、深く心を用いて、佐渡、石見をはじめ、諸国の鉱山を発掘して、数多の大判、小判および銅銭を鑄たりしたので、財政は甚だ豊かになった。それで僧天海が秀忠の命を受けて、日光山に東照宮を造り、ついで上野の寛永寺を建てるに当たっても、よく巨額の工費を出して、壮麗な殿堂を造ることができたのです。



栃木県 日光の東照宮の陽明門

但し、日光の東照宮は、この時もすでに頗る結構には出来たのですが、更に今日のような金碧燦爛とした精巧華麗なものとなったのは、後に家光が、寛永 13 年の家康の 21 回忌に先立って、これを修築してからです。この時、幕府の費やしたお金は約五十七万両にのぼったといわれる。今日、美術上から

第5話 江戸幕府の初政

見れば、装飾そうしよくが過ぎすて、全体としての調和ちやうわを損ねそこているともいわれるが、しかし、その彫刻ちやうこくがこまやか
で、金銀彩色きんぎんさいしきの華はなやかなところは、ともかくも当時の技術とうじの粋ぎじゆつをすいあつめたものとして、たしかにひとつの
偉観いかんです。

要ようするに家光えいまいの時代くわは、彼の英邁えいまいに加えて、これを輔たすける諸名臣しよめいしんがいたので、よく諸大名の統御しゆごも出
来て、世は一般おさによく治おさまったのです。それで、時の年号ねんごうによって、寛永かんえいの治ちといい、彼の時代がよく
治おさまったのを称あやしています。

(第5話 江戸幕府の初政 終わり。 次は前頁に戻り、第6話 外国との交通)